

玉川大学ティーチング・アシスタント規程

(目的)

第1条 この規程は、玉川大学（以下「本大学」という。）大学院の学生に教育補助業務を行わせることにより、給与支給による経済的支援を行うとともに、教育研究の指導者となるための学修機会の提供並びに大学・大学院教育の充実を図ることを目的として、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）制度を置く。

(職務内容)

第2条 TAは各研究科長の監督のもと研究指導担当教員（以下「指導教員」という。）の指導に従い、以下の各号に定める業務に従事する。ただし、第2号の業務に従事できるのは、博士課程後期在學生に限る。

- (1) 学部において必要と認める実験・実習・演習等の補助業務及び学部学生に対する学修上の相談及び指導
- (2) 修士課程において必要と認める実験・実習・演習等の補助業務及び修士課程学生に対する学修上の相談及び指導
- (3) その他特に必要と認める教育補助業務

(資格)

第3条 TAとなることができる者は、本大学大学院在学中の学生とする。

(採用時間数)

第4条 TAの採用総時間数を通年週216時間とする。

(勤務時間)

第5条 1人当たりのTA勤務時間は、通年週8時間以内とする。

(勤務期間)

第6条 勤務期間は年間授業計画による春学期・秋学期の平常授業期間とする。ただし、教務委員会で承認された場合は、この限りではない。

(選考方法など)

第7条 TAに応募しようとする者は、当該前年度の指定された期日までに別表1の「ティーチング・アシスタント申請書」を指導教員及び研究科長の許可を経て理事長に申請する。

- 2 TAは、原則として学部教授会又は研究科会が選考し、大学院研究科長会の議を経て理事長が任用する。

(任用期間)

- 第8条** TAの任用期間は当該年度限りとする。ただし、本法人が業務上必要と認めた者については、本法人との契約が連続して5年を超えない範囲で更新することができる。
- 2 前項の更新は、これを予定しない。
 - 3 TAが任用期間中に第2条の職務に不適格と認められた場合は、大学院研究科長会の議を経て第2条に定める職務を停止することができる。

(給与)

第9条 TAの給与は、学校法人玉川学園給与規程の非常勤講師7号の70%相当とし、1コマ月額額の1/4を1時間の報酬額とする。出勤簿に基づき、実務相当額を翌月の給与日に支給する。ただし、職務停止中は無給とする。

(勤務管理)

第10条 TAの勤務管理は各科目担当者が行う。ただし、出勤簿に本人が捺印し、毎月末に研究指導担当教員及び研究科長が確認した後、学士課程教育センターを経て人事部人事課に提出するものとする。

(実績報告書)

第11条 TAは、担当する授業が終了したときは速やかに、別表2の「実績報告書」を研究指導担当教員、研究科長を経て学士課程教育センターに提出するものとする。

(禁止事項)

第12条 第12条科目担当者は、下記の業務をTAに委ねてはならない。

- (1) 試験の採点及び最終評価の決定
- (2) 授業の代講及び補講
- (3) シラバスの作成・授業計画
- (4) 教室内の規律・秩序維持
- (5) その他授業にかかわらない業務

(服務)

第13条 TAの服務は本規程及び雇用契約書兼労条件通知書に特別の定めがある場合を除き、学校法人玉川学園非常勤職員規程を準用する。

附則省略